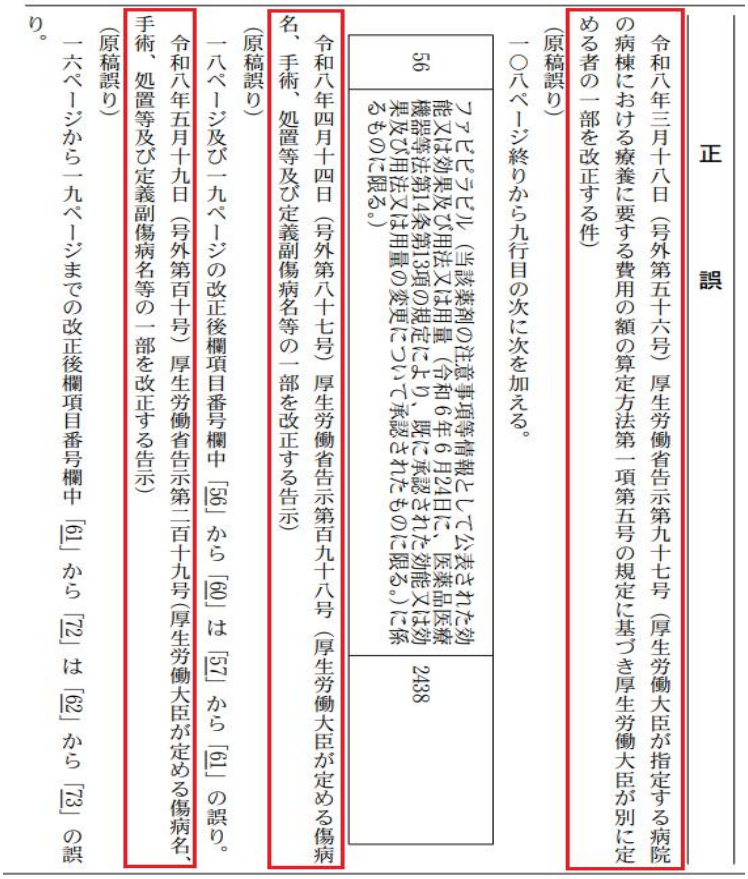
令和８年 11 月 10 日　官報正誤

以下の告示の正誤

・令和８年３月 18 日厚生労働省告示第 97 号（厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する件）
・令和８年４月 14 日厚生労働省告示第 198 号（厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名等の一部を改正する告示）
・令和８年５月 19 日厚生労働省告示第 219 号（厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名等の一部を改正する告示）



正	誤
令和八年三月十八日（号外第五十六号）厚生労働省告示第九十七号（厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する件） （原稿誤り） 一〇八ページ終りから九行目の次に次を加える。	
56	ファビラピル（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和６年６月24日に、医薬品医療機器等法第14条第13項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。） 2438
令和八年四月十四日（号外第八十七号）厚生労働省告示第百九十八号（厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名等の一部を改正する告示） （原稿誤り） 一八ページ及び一九ページの改正後欄項目番号欄中「56」から「60」は「57」から「61」の誤り。	
令和八年五月十九日（号外第百十号）厚生労働省告示第二百十九号（厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名等の一部を改正する告示） （原稿誤り） 一六ページから一九ページまでの改正後欄項目番号欄中「61」から「72」は「62」から「73」の誤り。	

官報発行サイト
https://www.kanpo.go.jp/20261110/20261110h01825/20261110h018250032f.html
から抜粋